

はるかに申しあげ給はり候はざりつれば、いぶせく候つるに、て候。又 御つかいと申し、よろこび入って候。又まぼりまいらせ候。所領の間の御事は、上よりの御文ならびに御消息引き合せて見候ひ畢んぬ。此の事は御文なきさきにすいして候。上には最大事とをぼしめされて候へども、御きんずの人々のざんそうにて、あまりに所領をきらい、上をかるしめたてまつり候ぢうあうの人こそを多く候に、かくまで候へば、且く御恩をばおさへさせ給ふべくや候らんと申すらんとすいして候なり。それにつけては御心えあるべし、御用意あるべし。我が身と申し、をや・類親と申し、かたがた御内に不便といはれまいらせて候大恩の主なる上、すぎにし日蓮が御かんきの時、日本一同にくむ事なれば、弟子等も或は所領を・をくかたよりめされしかば、又方々の人々も或は御内の内をいだし、或は所領ををいなんどせしに、其の御内になに事もなかりしは、御身にはゆき大恩と見へ候。このうへはたとひ一分の御恩なくとも、うらみまいらせ給ふべき主にはあらず。それにかさねたる御恩と申し、所領をきはせ給ふ事、御とがにあらずや。

賢人は八風と申して八のかぜにをかされぬを賢人と申すなり。利・衰・毀・  
ほまれ たたえ そしり くるしみ たのしみ むね  
 誉・称・譏・苦・楽なり。をく心は利あるによるこばず、をとろうるになげかず等の事なり。此の八風にをかされぬ人をば必ず天はまぼらせ給ふなり。しかるをひりに主をうらみなんどし候へば、いかに申せども天まぼり給ふ事なし。

訴訟を申せど叶ひぬべき事もあり、申さぬに叶ふべきを申せば叶はぬ事も候。夜めぐりの殿原の訴訟は、申すは叶ひぬべきよしをかながへて候ひしに、あながちになげかれし上、日蓮がゆへにめされて候へば、いかでか不便に候はざるべき。ただし訴訟だにも申し給はずば、いのりてみ候はんと申せしかば、さうけ給はり候ひぬと約束ありて、又をりがみをしきりにかき、人々訴訟・ろんなんどありと申せし時に、此の訴訟よも叶はじとをもひ候ひしが、いままでのびて候。だいがくどのゑもんのたいうどのの事どもは申すまゝにて候あいだ、いのり叶ひたるやうにみへて候。はきりどのの事は法門は御信用あるやうに候へども、此の訴訟は申すまゝには御用ひなかりしかば、いかんがと存じて候ひしほどに、さりとはと申して候ひしゆへにや候けん、すこし・しるし候か。これにをもうほどなかりしゆへに又をもうほどなし。だんなと師とをもひあわぬいのりは、

水の上に火をたくがごとし。又だんなと師とをもひあひて候へども、大法を小法をもつてをかしてとしひさしき人々の御いのりは叶ひ候はぬ上、我が身もだんなもほろび候なり。

天台の座主明雲と申せし人は第五十代の座主なり。去ぬる安元二年五月に院勘をかほりて伊豆の国へ配流、山僧大津よりうばいかえす。しかれども又かへりて座主となりぬ。又すぎにし寿永二年十一月に義仲にからめとられし上、頸うちきられぬ。是はながされ頸きらるゝをとがとは申さず。賢人聖人もかゝる事の候。但し源氏の頼朝と平家の清盛との合戦の起こりし時、清盛が一類二十余人起請をかき連判をして願を立て、平家の氏寺と叡山をたのむべし、三千人は父母のごとし、山のなげきは我等がなげき、山の悦びは我等がよろこびと申して、近江の国二十四郡を一向によせて候ひしかば、大衆と座主と一同に、内には真言の大法をつくし、外には悪僧どもをもつて源氏をいさせしかども、義仲が郎等ひぐちと申せしをのこ、義仲とたゞ五六人計り、叡山の中堂にはせのぼり、調伏の壇の上にあるしを引出だしてなわをつけ、西ざかを大石をまるばすやうに引き下ろして頸をうち切りたりき。かゝる事あれども日本の人々真言をうとむ事なし。又たづぬる事もなし。去ぬる承久三年辛巳の五・六・七の三箇月が間、京夷の合戦ありき。時に、日本国第一の秘法どもをつくして、叡山・東寺・七大寺・園城寺等、天照太神・正八幡・山王等に一々に御いのりありき。其の中に日本第一の僧四十一人なり。所謂前の座主慈円大僧正・東寺・御室・三井寺の常住院の僧正等は度々義時を調伏ありし上、御室は紫宸殿にして六月八日より御調伏ありしに、七日と申せしに同じく十四日にいくさにまけ、勢多迦が頸きられ、御室をもひ死に死しぬ。かゝる事の候へども、真言はいかなるとがともあやしめる人候はず。をよそ真言の大法をつくす事、明雲第一度、慈円第二度に日本国の王法ほろび候ひ畢んぬ。今度第三度になり候。当時の蒙古調伏此なり。かゝる事も候ぞ。此は秘事なり、人にいはずして心に存知させ給へ。

されば此の事御訴訟なくて又うらむる事なく、御内をばいせず、我かまくらにうちいで、さきざきよりも出仕とをきやうにて、ときどきさしいでてをはするならば叶ふ事も候ひなん。あながちにわるびれてみへさせ給ふべからず。よくと名聞・願りとの